

相生市立若狭野小学校いじめ防止基本方針

平成26年 3月31日 策定

令和 4年 7月21日 改定

1 いじめについての基本的な認識

《いじめの定義》

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（注1）「いじめられた児童の立場に立って」とは、いじめられたとする児童の気持ちを重視することである。

（注2）「一定の人的関係にある者」とは、学校の内外を問わず、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。

（注3）「影響を与える行為」とは、「いやがらせ」や「いじわる」等など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注4）「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

（注5）けんか等を除く。

（注）文部科学省調査における定義による

《定義の解釈》

○「表面的・形式的に行うことなく」とは、いじめの有無を、アンケート調査等の数値のみで判断したり、一時的な様相観察から主観的に判断したりしないこと。

○「心理的、物理的な影響を与える行為」とは、いじめの態様のこと。具体的には以下のような態様を指す。

心理的な影響を与える行為：冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、イヤなことをいわれる。仲間はずれや集団による無視をされる。イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。パソコンや携帯電話で誹謗中傷やイヤなことをされる。等

物理的な影響を与える行為：ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

○「いじめられたとする児童の気持ちを重視する」とは、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童を全面的に支援すること。

児童間のトラブルを「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導する。定義はあくまで調査のための指標であり、定義に左右されることなく、常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導することが大切である。

2 いじめに対する本校の基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと
「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念を持つこと

(1) 学校としてなすべきこと

- ア いじめは、いじめる側に問題があるという共通理解を図ること
- イ 教育相談活動の充実と全教育活動を通じた積極的生徒指導の展開を図ること
- ウ 家庭・地域・関係諸機関との連携を深めること

(2) 教師としてなすべきこと

- ア いじめを見抜く感性を磨くこと
- イ 不安や悩みを受容する姿勢を持つこと
- ウ 「自信」と「やる気」を引き出す授業に努めること
- エ 心の居場所づくりに努めること
- オ 一人一人の心の理解に努めること
- カ いじめは許さないという学校風土をつくること
- キ 教師間で連携・協力して問題の解決に当たること
- ク いじめを受けた児童を最後まで守ること
- ケ 互いに個性を認め合う学級経営に努めること
- コ 児童や保護者からの声に誠実に応えること

3 いじめの未然防止に向けた取組

(1) 豊かな心を育む学級・仲間づくりの推進

- 自己肯定感を高め、一人一人のよさを認め合う集団づくり
- 心の居場所としての学級づくり
- 多様であたたかな人間関係づくりの推進
- 人権尊重の精神の徹底
- さわやかあいさつ運動・返事・片付け・正しい言葉遣いの実践推進
- ソーシャルスキルトレーニングによる対応力の育成
- インターネットの正しい活用など、情報モラル教育、情報セキュリティ教育の推進

※ 保護者にもPTA活動等を通じて周知を図る

(2) 教職員の資質向上

- 教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境整備と、児童に向き合う時間の確保
- 教職員の対応能力向上に向けた研修（法令の理解や危機管理意識の向上）
- 「いじめ未然防止プログラム」等の積極的な活用

(3) 人権教育・道徳教育の推進

- 人権教育の充実により、子どもたちの中に自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人権を尊重し合う豊かな心を育てる。
- 道徳教育においては、生命を大切にすることや互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼感や友情を育むことをはじめとし、節度ある言動、思いやりの心、寛容な心などを育てる。

(4) 特別支援教育の推進

- ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりをどの教科・領域等においても推進するとともに、すべての児童に分かる・できる授業を提供し、確かな学力の定着を図ることによって、一人一人の学ぶ喜びや、成就感、充実感をもてるように努める。
- 特別支援教育の充実により、個々の違いを認め合い、他者を大切にす
る支持的風土を育てる。

(5) 家庭・地域・関係機関と連携した子育ての推進

- 学校だより・学級だより・HPによる情報の発信
- 「若狭野の子どもを育てる会」との積極的な連携
- オープンスクール・授業参観等の公開による開かれた学校づくり
- 安心・安全な環境の整備
- 矢中校区連携教育の推進

4 いじめの早期発見に向けた取組

(1) 日々の観察

- ア 児童の言動等の変化
- イ 日記等

(2) 教職員の連携

全教職員で全児童を見守り、児童の様子や言動についての情報交換・意見交流を密に行う。

(3) いじめ調査の実施

- ア 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の活用
- イ いじめを早期に発見するため、定期的な調査の実施
 - ・子ども対象 生活アンケート調査 年3回（5月，10月，2月）
 - ・子ども対象 人権アンケート調査 年1回（12月）

(4) 教育相談の充実

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制を整備し、教育相談の充実を図る。

- ア 校内での教育相談体制の充実
- イ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

5 いじめの早期解決に向けた取組

(1) 全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめを発見したときには、学級担任だけが対処するのではなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確に役割分担していじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考えて対処する。

ウ いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたると同時に、いじめ行為の背景となった心情を丁寧に掘り起こし、過ちを今後の生き方に反映させる。

エ 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であることを指導する。

オ いじめられている児童心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携しながら支援を行う。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携して解決にあたる。

ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

イ 必要に応じて「ひょうごっ子悩み（いじめ）相談」等の相談窓口の利用も検討する。

6 重大事態発生時の対応について

- ・学校は、いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する。
- ・重大事態の調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成する。
- ・いじめの重大事態の調査の実施にあたっては、いじめを受けた児童生徒やその保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たる。

7 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対応チーム」を設置する。

<構成員>

校長 教頭 教育計画 生活指導担当 児童生徒支援教員 養護教諭

<活 動>

- ①いじめ防止に関すること
- ②いじめの早期発見に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
- ④いじめが心身に及ぼす影響や児童理解に関する職員研修の計画

<開 催>

※定例会議は，原則として学期に1回開催する。

※いじめ事案発生時は，緊急対応会議を開催し，事案に応じて調査班や対応班を編制し対応する。

8 いじめ指導年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	いじめ対応 チーム会議	教職員研修	事案発生時，緊急対応会議		教職員研修	いじめ対応 チーム会議
未然防止に 向けた取組		人間関係づくり				
早期発見に 向けた取組		生活 アンケート	情報交換・意見交流			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	事案発生時，緊急対応会議				取組の反省 と見直し	いじめ対応 チーム会議
未然防止に 向けた取組	人間関係づくり		人権・生活 アンケート			
早期発見に 向けた取組	生活 アンケート	人権参観日	情報交換・意見交流		生活 アンケート	